

令和4年5月27日 令和4年度旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会定期総会

(行政説明)

旭川市ケアマネジメント基本方針の策定及び運用について

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

旭川市ケアマネジメント基本方針の策定までの経緯

(本市における自立支援に資するケアマネジメントの推進のための主な取組)

※CM 介護支援専門員

平成18年度 ケアプラン抽出点検事業の開始

平成29年度 ① 自立支援型の地域ケア個別会議の開始に向けた試行等の開始

規範的統合の
必要性 (+)

② CM向けアセスメントシートの作成

平成30年度 ① 医療機関との連携の円滑化のためのツール「あさひかわ安心つながり手帳」の作成

② 市民に対する介護保険制度の在り方及び活用方法等に関する普及啓発パンフレットの作成

令和元年度 厚生労働省が定める一定回数以上の訪問介護（生活援助援助中心型）を位置づけるケアプランの検証の開始

旭川市ケアマネジメント基本方針の策定までの経緯

(本市における自立支援に資するケアマネジメントの推進のための主な取組)

※CM 介護支援専門員

- 令和2年度
- ① ケアプランの変更に係る取扱いの整理（一部効率化）
 - ② 旭川市地域リハビリテーション活動支援事業における医療職によるCMの同行訪問支援の開始

- 令和3年度
- ① 旭川市自立支援型ケア会議の開始
 - ② 市内介護保険事業者及び高齢者向け住まいに対する介護支援専門員への理解と協力の依頼
 - ③ 旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会との協力による自立支援の取組の強化に係る行政説明
 - ④ 市内の居宅介護支援事業所に対する地域包括支援センターとの連携状況等についてのアンケート調査
 - ⑤ 旭川市地域包括支援センターによるケアマネジメント支援業務の重点化
 - ⑥ 新たな適正化事業（事業所単位のケアプラン点検等）の開始に向けた庁内での検討の開始

規範的統合の
必要性 (++)

- ⑦ 旭川市高齢者福祉専門分科会における旭川市ケアマネジメント基本方針の策定に係る審議

- 令和4年度
- 旭川市ケアマネジメント基本方針の策定及び市内関係者に対する通知

旭川市ケアマネジメント基本方針の策定の主な目的

① 利用者一人ひとりの生活課題の解決を目指し、自立した生活を実現する

② 関係者の意識及び認識を統一する

- 市の介護保険関係部局
- 介護支援専門員
- 介護保険事業者（介護サービス事業所等）
- 高齢者向け住まい
- 医療関係者

③ 介護支援専門員の負担の軽減を図る

④ 介護保険制度の持続可能な運営を図る

今後の更なる高齢化に向けて、限られた介護現場の人材で、高齢者の豊かな生活を支えていく体制を整備し、介護サービスを必要とする方が必要なサービスを受けることができる体制を今から整えておくことが重要です。

介護支援専門員の負担の軽減 ①

市の考え方の明確化による疑問・混乱・不安の解消

- 例① 市は自立支援に資するケアマネジメントを推進するようと言うが、市の考える自立支援に資するケアマネジメントはどのようなものなのか。
- 例② 介護給付等費用適正化事業においてケアプランの点検を行うが、そもそもどのような視点で市は点検を行うのか。
- 例③ 理想とする考え方や具体的な内容を示さずに、助言・指導等を行うのはどうなのか。

介護支援専門員の負担の軽減 ②

市の関係者の意識統一による介護支援専門員の業務の円滑化

- 例① 市の担当部署又は担当者によって言うことが違うため、業務の整理ができない
- 例② 利用者の自立を目指したケアマネジメントを行いたくても、サービス事業所や高齢者向け住まい等との調整で思うように行えず、CMが市と事業所の板挟みになってしまう

⇒そのために、市の基本方針を策定し、介護支援専門員のみではなく、全ての介護保険事業者及び高齢者向け住まいに対しても、基本方針の策定を通知し、本方針に基づいたケアマネジメントを行う介護支援専門員への協力を呼び掛けています

多く寄せられている意見

●「予防プランだと、更新の作業が増えてしまう」

⇒ 改善及び必要な見直しを目的とするものであり、不要な更新を前提とするものではありません
仮に見直しが必要のない場合は、軽微な変更という選択肢もあります

●「期間を6か月に設定するのは難しい方が多い」

⇒ 次の視点を重要視しています。※方針全体を通して御理解いただければ幸いです

- ① 期間を6か月に設定できるような具体的で客観的評価が可能な目標設定がされているか
- ② 具体的な目標設定を行うための対象者の生活課題を明確にする課題分析が行えているか
- ③ 生活課題を明確にする課題分析を行うためのアセスメントは行えているか

期間について

【目的】

- ① 短期的・集中的な改善を目指す
- ② 利用者が意識しやすく，利用者の自立への意欲を高める目標設定を行う
- ③ 可能な限り短期間（長くても最長半年）での評価と支援計画の見直し行う

【根拠】

- ① 総合事業における短期・集中サービス（C類型）の期間
- ② 従来の要介護認定の原則とする有効期間
- ③ 本市における季節の変化 等

一連のプロセスとして理解する基本方針

本方針の目的は、ケアプランの短期目標を単に6か月にすることではありません。

介護保険の利用を、自立した生活を阻害する生活課題を改善させ、本人にとって自立した生活を実現するための制度の趣旨に沿ったものにし、本人の豊かな生活に結び付けることです。

そのためには、面接等で本人との合意形成を図りながら、本人が意識でき、具体的かつ客観的な、本人の課題を解決するための適切な目標を設定することが重要になります。

そして、利用者と有効な合意形成を図っていくために、「介護保険サービスの趣旨及び目的」や「利用者本位」等の考え方について示してあり、適切な目標設定を行うために、課題分析について示してあります。

期間についての問い合わせが多い状態ですが、期間は飽くまでこれらの目標指向の利用について促すためのものであり、本方針の内容に沿ったケアマネジメントを行うことで、本方針で定めている期間が不自然なものではなくなる利用者はとても多いと考えております。

本方針に示す全てを一連のプロセスとして捉えていただくと幸いです。

本方針の運用により改善していきたいケアマネジメント

「最近、足腰が弱ってしまい、買物に行けなくなってきたので、介護サービスで買物をお願いしたい」



訪問介護で買物を支援する

アセスメント	足腰が弱ってきたことにより、買物が困難になっている
課題分析	買物を行い、健康に留意した食生活を送る必要がある
目 標	(長期) 健康な生活を続ける (1年) (短期) 栄養に留意した買物を行う (6か月)
支援内容	買物の代行支援
サービス種別	訪問介護

重度化（移動能力の更なる低下・ADL/IADL能力の更なる低下等）のリスク

本方針の解釈

アセスメント	足腰が弱ってきたことにより、買物が困難になっている
課題分析	買物を行い、健康に留意した食生活を送る必要がある
目標	(長期) 健康な生活を続ける (1年) (短期) 栄養に留意した買物を行う (6か月)
支援内容	買物の代行支援
サービス種別	訪問介護

この計画に6か月の短期目標を設定することが適切か否かの判断は困難

- <理由>
- ① 設定されて目標が、この先、一生必要なことであるため
 - ② 目標とする生活行為を行っているのがサービス提供者（介護者）であるため

	目標とする生活行為	
本人・家族	—	→ 達成 → 同じ目標の再設定が必要
サービス提供者	実行	
インフォーマルサービス等	—	

目標を短期間に設定すればその分、ただCMの負担（更新作業）が増える

本方針の目的と乖離

本方針の解釈

重要なことは、

- この利用者の目標の期間を6か月に設定できるのかではなく、この利用者の課題は6か月を期間とする目標設定が行えるのか
(そのための課題分析が行えているか)
- この利用者が買物を以前のように行うことは難しいのか
- この支援内容で、利用者は未来に買物をできるようになっているか
- この支援内容で、利用者は未来に更に買物が困難になっていないか
- 改善は見込めないとしても、重度化の防止に資する支援内容であるか

本市におけるケアマネジメントの方針

「最近、足腰が弱ってしまい、買物に行けなくなってきたので、介護サービスで買物をお願いしたい」

優先

再び買物に行くことができるよう支援する

心身の状態（疾患の特性等）、生活環境（物理的・人的）等により、明らかに課題となっている生活行為の自立を目指すことが難しい場合

- 機能の回復
- 移動能力の代償 等

訪問介護で買物を支援する

- できない生活行為の介助・代行



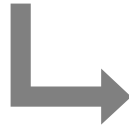
- 本人が送りたい主体的で活動的な生活

重度化の防止の視点

(アセスメント) ・ 課題分析

「最近、足腰が弱ってしまい、買物に行けなくなってきたので、介護サービスで買物をお願いしたい」

- ・ 足腰はどう弱ってきたのか
- ・ なぜ足腰は弱ってきたのか
- ・ 運動器疾患又は中枢性疾患等はあるのか
- ・ 買物以外の外出はしているのか
- ・ なにも持たずに連続で歩ける距離はどの程度なのか
- ・ どのくらいの荷物をどの程度の距離まで運べるのか
- ・ 買物に行くスーパーまではどのくらいの距離なのか
- ・ どのような食事を食べていてどのようなものを買っているのか
- ・ 買物の頻度はどのくらいなのか（一度に買物をする量はどれくらいか）



なぜ買物ができないのか

- ・ なんらかの疾患による後遺症なのか
- ・ 買物の頻度が減っていることで、活動量が低下し、筋力が低下していることか
- ・ 買物の頻度が減っていることで、一度の買物の量が増えていることか

目標設定

「最近、足腰が弱ってしまい、買物に行けなくなってきたので、介護サービスで買物をお願いしたい」

分析した課題を踏まえ、

- ・課題を解決するためにはなにが必要か
- ・どのような目標であれば、本人が意識しやすく、意欲的に取り組めるか
- ・どのような目標であれば、本人も効果を感じることができるか
- ・どのような目標であれば、評価のときに効果判定を行えるか

支援内容

「最近、足腰が弱ってしまい、買物に行けなくなってきたので、介護サービスで買物をお願いしたい」

- ・ 支援計画の中で、目標の達成に向けて、本人は何に取り組み、どのような生活を送る必要があるか
- ・ 介護が必要であれば、介護者は本人の生活行為をどこまで介護すべきか
- ・ 他者や地域とつながりを持った生活を送るためには、何が必要か
- ・ 他者や地域とつながりを持った生活に係る支援を提供するには、どのような関係者と連携すべきか
- ・ 介護保険サービスでなくても、利用可能なインフォーマルサービスはないか
- ・ 関係者に支援計画の内容を正確に実行してもらうために、どのような記載を行う必要があるか

介護支援専門員の負担の軽減 ③

- 現状における負担（現在実務している介護支援専門員の負担）
- ● 長期的な視点での負担（10～20年後に実務している介護支援専門員の負担）

今後、後期高齢者数が増加し、介護現場の人材が不足していく可能性が極めて高い状況

要支援～
要介護2相当
（軽度者）



ケアマネジメント

（仮に）

改善を図れない

重度化を防ぐことができない

残存機能を低下させている

将来の介護支援専門員の方がどれだけ多くの方を支援していく必要があるか

⇒ 今から自立支援に資するケアマネジメントを普及する必要がある

市の対応について

本方針は、高齢者等の自立した生活の延伸を最大の目的として、本市のケアマネジメントの考え方を示すものであって、

居宅介護支援事業所等に対して罰則等を与えるためのものではありません。

（基準、規則、条例等に位置付けているものではありません。）

そして、本方針を策定したことによって、市がケアマネジメントに加入する方法が変わるわけではありません。

策定前からの変化としては、市が行う介護給付等費用適正化事業（ケアプラン点検等）や日々の問合せへの対応等において、本方針で示している具体的な考え方に基づいた対応を行っていくということです。

市の対応について

様々な事業等に関わる際に、本方針と乖離する内容のケアマネジメントがあった場合は、その理由を確認させていただくこととなります。

また、そうした場合に明確な理由がない場合には、本方針に基づいたケアマネジメントを実施いただくための意見をさせていただく場合もあります。

そうした対応の方法については、利用者の個別性や関わる事業等によって異なります。例えば、ケアプラン検証等においては、明確な理由なく本方針と乖離したケアマネジメントを行っていた場合、その内容によっては注意喚起・指導等を行う可能性もあります。

全ての取組において、一方的ではなく、介護支援専門員の方からも事情や理由等を聞かせていただきながら、関わっていきたいと考えておりますので、書面の確認のみで指導等を行うことは考えておりません。

御理解いただきたいこと

介護保険制度上の事業をより有効なものにしていく必要があることから、関わる対象は介護保険事業者となりますので、介護支援専門員のみに対して、様々な介入をしていくわけでは決してありません。

しかしながら、介護サービス全体の資質をより適正なものにしていくためには、その土台であるケアマネジメントの状況を確認する必要があります。

ケアマネジメントを通じて支援状況等を確認し、仮に介護支援専門員の業務を不当に妨げている介護保険事業者等がいた場合は、必要に応じて、当該事業者に対する注意喚起・指導等も行っております。

まとめ

本方針の策定の最大の目的は、自立した生活を送る上で何らかの生活課題を抱えている市民の自立した豊かな生活を実現させるためのものです。

そして、そのために必要となる介護保険制度を、持続可能な制度として運営をしていき、現在も将来も、何らかの支援や介護が必要になった方の生活を支える体制を維持していくことです。

本方針の運用により、業務が増えてしまう場合があるかもしれませんが、本方針で示す内容は、負担という理由で省略してよいことではないと考えております。

本方針に沿ったケアマネジメントの実施に当たり、介護支援専門員の方が困難に感じること、負担に感じることは、皆さんの御意見を聞きながら、本市としても解決できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後も一人ひとりの利用者の自立した生活の実現のためのケアマネジメントの推進に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。